

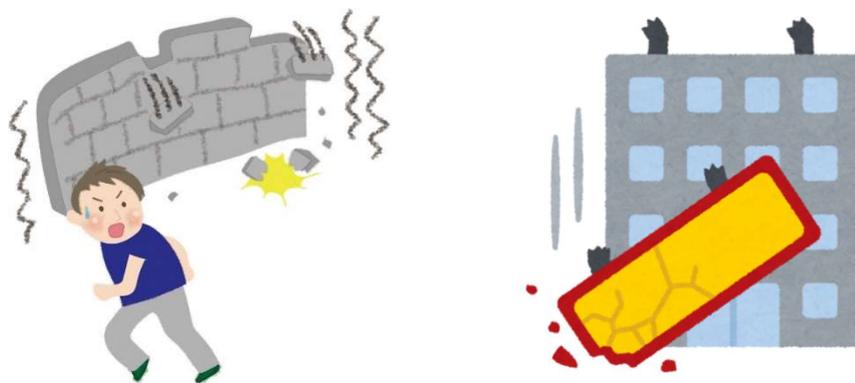
事業名 建築物防災週間における防災対策の推進について

内容

建築物防災週間は、建築物の防災対策への関心を高めることにより、災害に対する備えを一層充実強化することを目的として、例年2回（秋季・春季）、全国的に実施しています。

期間：令和7年度（秋季） 令和7年8月30日から令和7年9月5日（予定）

○建物の所有者等は、建物、敷地、擁壁、門扉等を常時安全な状態に維持する責任があります。特に落下物やブロック塀等の倒壊は、他者を巻き込む重大な事故に繋がりますので、専門機関へご相談ください。



○昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物は耐震性が低いため、耐震診断や建替え等について専門機関へご相談ください。



○カーポート、洗濯物干場、プレハブ小屋などを建てる前は、原則、建築確認が必要です。

不適法な建物は撤去が必要な場合もありますので、事前に建築指導課へご相談ください。



専門機関：NPO 法人 沖縄県建築設計サポートセンター（電話番号 098-879-1020）

お問い合わせ／ ※課名のみ 建築指導課（内線 2654）